

議案第70号

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、認定こども園における職員配置の特例を設ける必要があるによる。

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例

(福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第1条 福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例(平成26年福岡市条例第58号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

- 8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1項の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

(福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成26年福岡市条例第68号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

- 3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第3条第1項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第4条第1項、第2項及び第3項第2号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち1人は、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。